証券コード　2468
2021年６月４日

株　主　各　位

大阪市淀川区西中島六丁目１番１号
株式会社フュートレック
代表取締役社長　浦　川　康　孝

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染予防策として、本株主総会へのご出席につきましては、流行状況、株主様の体調等を慎重にご判断いただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を含めてご検討いただき、ご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

当日のご出席をお控えいただく場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2021年６月21日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月22日（火曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市淀川区西中島五丁目５番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ　２階　老松・若竹
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第21期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第21期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　取締役(監査等委員である取締役及び社外並びに非常勤取締役を除く。)に対するストックオプションに関する報酬額及び具体的な内容設定の件

以　上

【議決権行使についてのご案内】

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、1頁に記載の行使期限までに到着するようご返送ください。

（2）インターネットによる議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された、「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（3）スマートフォンによる議決権行使（スマート行使）の場合

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

（4）重複行使の際の取扱いについてのご案内

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（5）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。また、パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

【パスワードおよび議決権行使コードの取扱いについて】

（1）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

【パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について】

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

［電話］ 0120（652）031 （受付時間 9:00～21:00）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

［電話］ 0120（782）031 （受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合や当日の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.fuetrek.co.jp/）に掲載させていただきます。

【当社の対応およびご来場される株主様へのお願い】

■株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

■会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。

■会場入口付近にアルコール消毒液を設置いたします。

■株主様のお座席は間隔を空けて配置させていただきますため、昨年同様、例年よりもご用意できる席数が大幅に減少いたします。

■本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項等を短縮させていただきます。

また、株主総会後の製品展示や説明会等は予定しておりません。

株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。

■接触感染のリスクの低減のため、第21期の定時株主総会では、ご来場の株主様へのお土産はご用意しておりません。

同様の理由により水・お茶等の飲料のご提供も控えさせていただきます。

■当社スタッフは、検温や体調の確認などを行ったうえで、マスク着用で対応させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による2020年４月の緊急事態宣言発出時よりは企業収益や景況感等は持ち直しの傾向があるものの、2021年４月には感染力の高い変異ウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が東京都や大阪府などの一部地域に再発出されるなど、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、グループ内における新型コロナウイルス感染リスク低減を考えながら、音声認識事業分野とＣＲＭ事業分野を含む「ソフトウエア開発・ライセンス事業」を中核事業とし、各事業の更なる強化に努めました。

「ソフトウエア開発・ライセンス事業」に属する音声認識事業分野におきましては、他社との協業および新しい技術・商材の開発を積極的に進めました。グローリー株式会社とは、周囲の声に影響を受けやすい用途において、音声認識の利便性を向上させるために有効である音声と口唇情報を用いた発話検知技術を共同で開発いたしました。また、株式会社AnchorZ（アンカーズ）や株式会社ロゼッタと業務提携契約を締結し、音声認識、声認証の利用範囲の拡大に努めました。

製品開発の面におきましては、当社の主力商品である「vGate ASR2 powered by SpeechRec」に機能を追加して、より多様な用途で利用可能なバージョンアップ版を開発し、2021年１月より提供を開始いたしました。さらに、従来のSDKよりも大幅に認証精度が向上した「声認証SDK for パーソナライズ」バージョンアップ版も2021年１月より提供を開始し、2021年2月にはサービス用途に適した音声認識システムのモデルをお客様ご自身が自動で作成することができる「音声認識モデル自動作成システム」の提供を開始いたしました。しかし、これらの新しい技術や商材は、当期の業績に寄与できるまでには至りませんでした。引き続き改善と拡販に努めてまいります。

同じく「ソフトウエア開発・ライセンス事業」に属するＣＲＭ事業分野におきましては、自社商品の全面改良版となる「新Visionary」の売上が当連結会計年度の業績に寄与すること

を目指し、顧客と2021年３月末の販売契約を締結し、既存商品の受注を前連結会計年度より絞って、この開発に多くの開発リソースを充ててまいりました。しかしながら2021年３月に、この商品の仕様が顧客要求を一部満たしていないことが判明し、顧客と協議の結果、納期を2022年３月期第１四半期連結会計期間に延伸することとなりました。

映像制作・メディア事業においては、2020年４月の緊急事態宣言を受けて、撮影を伴う映像制作活動がほとんど活動できない期間がございました。緊急事態宣言の解除後は徐々に撮影活動も再開されましたが、映像制作・メディア事業を手掛ける子会社の収益性低下により、のれんの残存簿価全額を減額し、特別損失（減損損失）147,887千円を計上するに至りました。また、別途特別損失として、当社が保有する投資有価証券のうち１銘柄について、投資有価証券評価損67,167千円を計上いたしました。

当連結会計年度における連結業績といたしまして、売上高は1,833,733千円（前連結会計年度比33.0%減）、経常損失は163,193千円（前連結会計年度は経常利益6,150千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は391,850千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失49,218千円）となりました。

セグメントごとの売上高及び増減要因につきましては、次のとおりであります。

（単位：千円、%）

セグメントの名称	第20期 （2020年３月期）	第21期 （2021年３月期）	増減額	増減率
ソフトウエア開発・ライセンス事業	1,483,125	1,058,807	△424,317	△28.6
映像制作・メディア事業	1,156,175	766,275	△389,900	△33.7
その他事業	96,032	8,650	△87,381	△91.0
売上高合計	2,735,333	1,833,733	△901,600	△33.0

1. ソフトウエア開発・ライセンス事業（音声認識事業分野、ＣＲＭ事業分野、システム開発事業分野）

売上高は1,058,807千円（前連結会計年度比28.6％減）、営業損失は137,027千円（前連結会計年度は営業利益39,340千円）となりました。

音声認識事業分野の売上高は576,046千円（同37.9％減）となりました。前連結会計年度と比較し、主要顧客等の受託業務に係る売上が減少したことによるものであります。

ＣＲＭ事業分野の売上高は407,826千円（同14.8％減）となりました。前連結会計年度と比較し、新規契約開始時のイニシャルフィー等が減少したことによるものであります。これは、「新Visionary」開発に充てるリソースを確保するために、新規契約の獲得を計画的に制限していたためであります。

2. 映像制作・メディア事業（映像制作・メディア事業分野）

売上高は766,275千円（同33.7％減）、営業損失は53,405千円（前連結会計年度は営業損失14,765千円）となりました。これは、広告代理店業務に係る主要顧客からの売上高が減少したことによるものであります。

3. その他事業（上記を含まないその他事業分野）

売上高は8,650千円（同91.0％減）、営業利益は3,652千円（前連結会計年度は営業損失14,072千円）となりました。

2019年７月１日付で、その他事業セグメントに含まれていた、プロモーション事業を譲渡いたしました。このため、下記の期間に係る同事業分野の経営成績が、前連結会計年度の経営成績に含まれていることによるものであります。

前連結会計年度　2019年４月１日から2019年６月30日までの３ケ月間

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は284,685千円であり、主たる内容は自社利用ソフトウエアの開発であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より長期借入金として190,000千円の資金を調達いたしました。

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　分	第 18 期 (2018年３月期)	第 19 期 (2019年３月期)	第 20 期 (2020年３月期)	第 21 期 (2021年３月期)
売上高	3,318,944	3,101,961	2,735,333	1,833,733
経常損益	△283,803	△114,756	6,150	△163,193
親会社株主に帰属する当期純損益	△136,024	△300,595	△49,218	△391,850
１株当たり当期純損益	△14円58銭	△32円14銭	△5円26銭	△41円87銭
総資産	5,061,659	4,618,424	4,243,260	3,774,255
純資産	3,338,496	3,038,227	2,994,259	2,582,697
１株当たり純資産額	335円24銭	304円06銭	298円18銭	255円13銭

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	主要な事業内容	資本金	議決権比率
株式会社ＡＴＲ－Ｔｒｅｋ	音声認識・音声翻訳関連技術の開発	60,000千円	66.0%
株式会社スーパーワン	デジタル教科書及び教材に関連するアプリ等受託開発	25,000千円	92.5%
メディアジャパン株式会社	映像の企画・制作	35,500千円	100.0%
メディアジャパンエージェンシー株式会社	広告代理店業	3,000千円	100.0% (100.0%)

（注）議決権比率の（ ）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

（4）対処すべき課題

当社グループは、「ソフトウエア開発・ライセンス事業」に経営資源を集中させるとした経営方針の下、当社事業セグメント「ソフトウエア開発・ライセンス事業」に属する音声認識事業分野とＣＲＭ事業分野を中心として事業拡大に努めており、下記の事項を対処すべき課題として取り組んでまいります。

①音声認識事業分野

当社グループの中核事業である音声認識事業分野については、近年ＡＩ技術の進歩および普及に伴い、その利用用途は拡大しております。また、大手グローバル企業を含め多くの競合先が存在しております。当社では、明確にこれら競合先との差別化を図るため、通信が不要で利用場所を選ばないローカル型音声認識や、モデル自動作成システム、特定用途向けモデル開発、声による認証などの開発・拡販に取り組んでおります。また、活動するマーケットの拡大を目的として、他社との協業を積極的に進めてまいります。

②ＣＲＭ事業分野

当社グループのソフトウエア開発・ライセンス事業に属するＣＲＭ事業分野は、お客様のＥＣサイト強化の流れにより、コロナ禍においても、自社商品「Visionary」（顧客管理システム）について多くの引き合いを受けています。今後、更なる売上高の増加とそれに伴う利益の増加を図る上で、お客様毎に発生するカスタマイズ作業を削減することが重要な課題となっています。当社ではこの課題に対応し、加えて付加価値向上のための機能追加を目的として、一から設計を見直した「新Visionary」の開発・製品化を全社を挙げて進めております。

③人材育成と確保

当社グループの音声認識・ＣＲＭ事業分野を含むソフトウエア業界は、常に先進的な技術を取り入れ、技術開発を継続するために、専門的な知識を有する技術者の確保が重要です。しかし、近年ＡＩ技術の普及に伴い、多くの分野でＩＴ技術者が需要に対して不足しております。当社ではこのような状況においても、組織および個人の目標や就業条件を設定し、在宅勤務を導入する等一人ひとりがライフスタイルに合った勤務形態を選択できるような勤務環境を整えることによりモチベーション向上を図り、優秀な技術者の確保および定着に努めております。

④内部統制システム

当社グループの継続的発展と企業価値の向上には、有効な内部統制システムとその適切な運用が不可欠と認識しております。当社グループでは、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に係る議案を提出しております。取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図り、内部統制システムの強化およびその運用の更なる徹底に努めてまいります。

（5）主要な事業内容（2021年３月31日現在）

区分	内容
音声認識事業分野	・vGate ASR等、音声認識技術及び音声認識関連技術の開発及び販売 ・多言語音声翻訳技術の開発及び音声翻訳事業の開発、運営
ＣＲＭ事業分野	・ＣＲＭソフトウエア（顧客管理システム）Visionaryの開発及び販売
システム開発事業分野	・デジタル教科書及び教材に関連するアプリ等受託開発
映像制作・メディア事業分野	・テレビ番組やその他の映像制作 ・広告代理店業

（6）主要な事業所（2021年３月31日現在）

本社	大阪市淀川区西中島六丁目１番１号
東京事業所	東京都千代田区神田多町二丁目２番地
福岡事業所	福岡市博多区博多駅前三丁目23番22号
子会社 株式会社ＡＴＲ－Ｔｒｅｋ	大阪市淀川区西中島六丁目１番１号
子会社 株式会社スーパーワン	東京都千代田区神田小川町一丁目10番地２
子会社 メディアジャパン株式会社	名古屋市中区栄五丁目13番21号
子会社 メディアジャパンエージェンシー株式会社	名古屋市中区栄五丁目13番21号

（7）使用人の状況（2021年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
106（7）名	３名増（４名減）

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者２名を除いております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
79（2）名	４名増（２名減）	43.9歳	7.7年

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（8）主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社池田泉州銀行	740百万円
株式会社三井住友銀行	100

（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2021年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　31,744,000株

（２）発行済株式の総数　9,504,200株

（３）株主数　5,034名

（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
グローリー株式会社	3,793,200株	40.53%
株式会社ＳＢＩ証券	126,921	1.35
和田　章	114,100	1.21
坂本　龍哉	104,200	1.11
渡辺　正博	97,000	1.03
大本　泰三	71,300	0.76
西田　明弘	68,600	0.73
野村　朗	67,600	0.72
小久保　雄史	65,100	0.69
河合　謙一郎	64,000	0.68

（注）１．当社は、自己株式を146,460株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。

3．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況（2021年3月31日現在）

（1）取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浦　川　康　孝	
常務取締役	西　田　明　弘	管理部長兼法務・知財部長
取締役	深　田　俊　明	音声認識事業部長 株式会社ＡＴＲ－Ｔｒｅｋ　代表取締役
取締役	井　上　将　志	ＣＲＭ事業部長
取締役	川　端　祥　文	グローリー株式会社　執行役員　開発本部副本部長兼コアテクノロジー開発統括部長
取締役	小　河　邦　明	グローリー株式会社　ビジネスイノベーションセンター長
取締役	奥　田　孝　雄	南森町法律事務所所属　弁護士
常勤監査役	荒　金　正　志	
監査役	大　森　信　洋	グローリー株式会社　経理・財務本部　経理部長
監査役	津　田　由紀夫	
監査役	伊　藤　弥　生	結税理士法人　代表社員 データライズ株式会社　取締役

（注）1．取締役奥田孝雄氏は、社外取締役であります。
2．監査役津田由紀夫、伊藤弥生の両氏は社外監査役であります。
3．監査役伊藤弥生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は、取締役奥田孝雄氏及び、監査役津田由紀夫、伊藤弥生の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	59百万円 (3)	59百万円 (3)	－百万円 (－)	－百万円 (－)	7名 (1)
監査役 （うち社外監査役）	16 (4)	16 (4)	－	－	4 (2)
合計 （うち社外役員）	76 (8)	76 (8)	－ (－)	－ (－)	11 (3)

（3）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

1．取締役奥田孝雄氏は、南森町法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

2．監査役伊藤弥生氏は、結税理士法人の代表社員及びデータライズ株式会社の取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	奥田孝雄	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席しており、主に企業コンプライアンスの観点から発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員長として、当社グループの健全なガバナンス体制の構築に尽力しております。
監査役	津田由紀夫	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会16回のうち16回に出席しており、主に会社経営及びリスク管理の観点から発言を行っております。
監査役	伊藤弥生	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会16回のうち16回に出席しており、主にリスク管理の観点から発言を行っております。

（4）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、社外取締役及び監査役（常勤監査役を除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

（5）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「（３）重要な親会社及び子会社の状況」（７頁）に記載の当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在籍していた者を含む。）を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。

（6）取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

１．取締役の報酬限度額は、2000年７月24日開催の臨時株主総会において月額2,000万円（うち社外取締役は０名）と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役は０名）です。

また金銭報酬とは別枠で、2015年６月19日開催の第15期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額2,000万円以内（社外取締役を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち社外取締役は１名）です。

２．監査役の報酬限度額は、2000年７月24日開催の臨時株主総会において月額1,000万円と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。

（7）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本報酬に関する方針

経営内容、役員報酬の世間相場、社員給与の最高額及び責任の度合いを勘案して、月額固定報酬として月に１回金銭で支給しています。

監査役の報酬は、指名報酬諮問委員会の答申を受け、監査役の協議により決定しています。

② 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は導入しておりません。

③ 非金銭報酬等に関する方針

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額2,000万円の範囲で、報酬等としてストックオプションにより新株予約権を付与することを承認いただいています。付与の割合の考え方としては、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、基本報酬と同様に経営内容、役員報酬の世間相場、責任の度合い等を勘案して交付されています。

④ 報酬等の割合に関する方針

当期は、経営内容、役員報酬の世間相場、社員給与の最高額及び責任の度合いを勘案して、月額固定報酬のみの支給としております。

⑤ 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会での総額決議に基づき、取締役の各個人への配分は代表取締役社長に一任し、代表取締役社長は、当該権限を適切に行使したことを示すため、その結果を指名報酬諮問委員会に報告いたします。

（8）取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長浦川康孝に対し、各取締役への報酬の配分を一任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人　トーマツ

（2）報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬の額

25百万円

公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額

－百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当すると判断した時は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合、その他当社の都合により、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

「社会の変化に柔軟に対応して、その時代に求められる商品を追求し、継続的に発展する会社を目指す。」との経営理念を踏まえ、内部統制の基本方針を次のとおりといたします。

Ⅰ．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社グループ行動規範に則り、グループ会社役職員に法令および社内規程の啓蒙、遵守を諮り、企業倫理に適した行動を求める。

②法令遵守の徹底を図るため、リスク管理規程に基づき、部門統括取締役及び子会社代表取締役がコンプライアンス責任者に任命されており、各コンプライアンス責任者はコンプライアンスの遵守状況等を内部統制委員会に報告する。また部門外の社外を含む役員については、コンプライアンス責任者である管理担当取締役が遵守状況等を報告する。

③意思決定・業務執行に伴うグループ会社間、組織間、組織内の牽制を適切に行い、また報告漏れがないように行うため諸規程を制定し、適切な運用に努める。

④内部監査部門が各部門及びグループ子会社の内部監査を行い、業務の適切な執行状況を確認し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①「取締役会」、「経営会議」、その他重要会議における情報、取締役の職務執行に係る情報等について、文書管理規程、機密保持規程に従い保存ならびに管理を行う。

②主管部署および文書保管部署は、取締役の職務の執行に関する文書について、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、閲覧が可能な方法で保管しなければならないものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①フュートレックグループにおけるリスク管理については「リスク管理規程」に定め、周知・啓蒙・遵守を図る。

②リスク管理規程に基づき、内部統制委員会を設置し、当社グループにおけるリスク管理体制等内部統制の状況を点検し、改善を推進する。

③事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、定められた危機管理体制により対応する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループは次の事項に基づき、取締役の効率的な職務の執行を確保する。
①当社は、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を原則毎月1回開催するほか、臨時に開催し、当社グループ各社の重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督、監査を行う。
②業務については、業務分掌規程、子会社管理規程およびその他の規程により、業務分担、職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。
③当社グループは、グループ各社を網羅するグループ経営方針および年度予算を策定し、計画に基づいて業務執行状況を監督する。
④取締役会の諮問機関として、その過半数を社外役員とする指名報酬諮問委員会を設置し、取締役及び監査役の指名・報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を高める。

５．当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
①当社グループの役職員に対する基本原則として、フュートレックグループ「経営理念」および「行動規範」を制定し、当社グループの役職員が遵守すべく、周知・啓蒙に努める。
②子会社には役員を派遣して、経営状況をモニタリングするとともに、必要に応じて業績その他の重要な情報・案件について当社取締役会において報告・審議を行い、企業集団としての目標共有と連携強化を図る。
③経営会議に関する規程および子会社に関する規程を制定し、当社取締役会、当社代表取締役への報告を義務付け、企業集団の重要な情報につき適時適切な収集・伝達を行う。
④管理担当部門が子会社における内部統制の整備運用状況をモニタリング、改善・支援し、内部監査室が計画的に子会社に対する監査を実施する。
⑤内部通報制度については、子会社にも適用し、企業集団として運営する。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査役の監査の実効性を確保するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、人選は監査役と協議の上行う。

７．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従って監査役業務全般を補佐するものとし、監査業務に関しては取締役の指揮命令権を受けず、取締役からの独立性を確保する。

また、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

８．監査役への報告に対する体制、ならびに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反を発見したとき、その他必要な事項について監査役に報告するものとする。

②監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。

③監査役は、稟議書等の決裁書類その他重要な書類を監査のため、閲覧することができる。

④リスク管理規程に基づき、法令違反行為、不正行為および法令違反の疑義がある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、当社グループ各社内部に各社監査役を窓口とする社内相談室を設置するとともに、外部専門家を窓口とするグループ統一の社外相談室を設置する。グループ子会社に受付けられた報告等については、各社監査役(社内相談室)より、当社常勤監査役(社内相談室)に報告する。

⑤監査役(社内相談室)に報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止する。

９．監査費用の前払又は償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

①通常の監査費用については、会社の事業計画および監査役の監査計画に基づき、あらかじめ予算を計上しておく。

②その他、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、会社は当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、これを拒むことができず、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会の監査計画に基づき監査が実効的に行えるよう、会計監査人、内部監査室、グループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保する。

②監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家を活用することができる。

11．反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその体制

当社グループは、反社会的勢力とは関係を持たず、不当な介入に際しては断固排除することを基本的な考えとする。また、反社会的勢力排除に向け警察等外部専門機関との連携・通報体制を整備し、有事には、組織全体で対応する体制を構築、強化する。

Ⅱ．内部統制システムの運用状況の概要

1.コンプライアンスの遵守、内部通報制度の活性化等については、年2回の全体会議等で研修を実施して、周知・徹底を図っており、今後も継続的に実施してまいります。

2.コンプライアンス責任者が、四半期毎に内部統制委員会において、「コンプライアンスの遵守状況等」の報告を行っています。

3.「リスク管理規程」を制定し、同規定に基づき内部統制委員会を月1回開催し、リスク管理など内部統制状況の点検を実施しました。

4.毎月定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項や、業務執行に関する決議を行いました。また、各組織の業務分掌や、各職位の責任と権限を定め、効率性を高めています。

5.指名報酬諮問委員会を設置し、取締役及び監査役の指名・報酬に関して審議し、取締役会に対して答申を行いました。

6.各子会社には当社から役員を派遣するとともに、必要に応じて業績、事業計画等を当社取締役会に報告を行っています。また、当社グループ全体の財産、損益に影響を及ぼす案件については、当社取締役会において審議を行っています。

7.監査役、会計監査人及び内部監査部門は定期的な会議等を開催し、情報交換を図っております。また、独立社外役員のみの会合を定期的に実施しています。

7．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	**3,155,180**	**流動負債**	**307,872**
現金及び預金	2,437,123	買掛金	77,311
受取手形及び売掛金	381,818	短期借入金	100,000
有価証券	200,000	1年内返済予定の長期借入金	5,796
仕掛品	11,438	未払法人税等	9,293
その他	126,246	賞与引当金	2,921
貸倒引当金	△1,446	その他	112,551
固定資産	**619,074**	**固定負債**	**883,684**
(有形固定資産)	**(33,099)**	長期借入金	881,540
建物	8,080	繰延税金負債	2,144
車両運搬具	1,020	**負債合計**	**1,191,557**
工具器具備品	23,831	【純資産の部】	
土地	168	**株主資本**	**2,385,478**
(無形固定資産)	**(373,633)**	資本金	733,979
ソフトウエア	66,958	資本剰余金	920,215
ソフトウエア仮勘定	306,675	利益剰余金	801,299
(投資その他の資産)	**(212,340)**	自己株式	△70,014
投資有価証券	171,473	**その他の包括利益累計額**	**1,943**
繰延税金資産	145	その他有価証券評価差額金	1,943
その他	40,722	**非支配株主持分**	**195,276**
資産合計	**3,774,255**	**純資産合計**	**2,582,697**
		負債・純資産合計	**3,774,255**

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,833,733**
売上原価		**1,341,241**
売上総利益		**492,492**
販売費及び一般管理費		**679,273**
営業損失		**186,780**
営業外収益		
受取利息	127	
受取配当金	893	
為替差益	121	
投資事業組合運用益	17,171	
助成金収入	10,324	
その他	1,684	30,322
営業外費用		
支払利息	6,682	
その他	52	6,735
経常損失		**163,193**
特別損失		
固定資産除却損	4,578	
投資有価証券評価損	67,167	
減損損失	152,507	224,253
税金等調整前当期純損失		**387,446**
法人税、住民税及び事業税	7,472	
法人税等調整額	3,785	11,257
当期純損失		**398,704**
非支配株主に帰属する当期純損失		6,853
親会社株主に帰属する当期純損失		**391,850**

（注） 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日　期首残高	733,979	920,215	1,221,223	△70,014	2,805,402
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△28,073	－	△28,073
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	△391,850	－	△391,850
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△419,923	－	△419,923
2021年３月31日　期末残高	733,979	920,215	801,299	△70,014	2,385,478

	その他の包括利益累計額	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
2020年４月１日　期首残高	△15,154	204,010	2,994,259
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	－	△1,881	△29,954
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	△391,850
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	17,097	△6,853	10,243
連結会計年度中の変動額合計	17,097	△8,734	△411,561
2021年３月31日　期末残高	1,943	195,276	2,582,697

（注）　記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　　4社

連結子会社の名称　　株式会社ＡＴＲ－Ｔｒｅｋ、株式会社スーパーワン
メディアジャパン株式会社、メディアジャパンエージェンシー株式会社

（2）非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合への出資については、入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち当社の持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法によっております。

ロ たな卸資産

仕掛品　　個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産　主として定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　10～39年
車両運搬具　２～３年
工具器具備品　３～６年

ロ 無形固定資産
ソフトウエア
自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
市場販売目的のソフトウエア　見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を償却しております。

（3）重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、賞与の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

（4）重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（5）重要な収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウエアに係る売上高及び売上原価の計上基準　当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
その他のプロジェクト
工事完成基準

（6）のれんの償却方法及び償却期間
その効果の発現する期間（８年）にわたって均等償却を行っております。

（7）その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで、無形固定資産の「その他」として表示しておりました、「ソフトウエア仮勘定」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「ソフトウエア仮勘定」は36,742千円であります。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

無形固定資産　373,633千円

無形固定資産のうち、市場販売目的のソフトウエアについては、将来の見込販売収益の見積りに基づき評価し、その他の無形固定資産については、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの見積りに基づき評価しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の発動等によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【追加情報】

（新型コロナウイルス感染症の影響）

新型コロナウイルス感染症の拡大による当社グループの経営成績への影響について、感染拡大の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、感染拡大も徐々に収束し、経済活動の再開に伴い緩やかに回復すると想定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、経済活動にも長期的に重要な影響を与える場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額	313,554千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　9,504,200株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議日	2020年６月23日
株式の種類	普通株式
配当金の総額	28,073千円
１株当たり配当額	３円00銭
基準日	2020年３月31日
効力発生日	2020年６月24日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

【金融商品に関する注記】

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金につきましては、自己資金で対応することを原則としております。また、必要な資金は銀行等金融機関からの借入により調達しております。

一時的な余資は主に流動性が高く安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブ、投機的な取引は行っておりません。

有価証券は国内譲渡性預金及び金銭信託であり、一時的な余資を運用しており、期限を３カ月以内として流動性と安全性を重視しリスク低減を図っております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが３カ月以内の支払期日であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金及び預金	2,437,123	2,437,123	－
（2）受取手形及び売掛金	381,818		
貸倒引当金（※）	△1,446		
	380,372	380,372	－
（3）有価証券	200,000	200,000	－
（4）投資有価証券	78,541	78,541	－
資産計	3,096,037	3,096,037	－
（1）買掛金	77,311	77,311	－
（2）短期借入金	100,000	100,000	－
（3）未払法人税等	9,293	9,293	－
（4）長期借入金（1年内返済予定を含む）	887,336	886,163	△1,172
負債計	1,073,940	1,072,768	△1,172

（※）受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）受取手形及び売掛金、（３）有価証券（譲渡性預金及び金銭信託）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（４）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

（１）買掛金、（２）短期借入金、（３）未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（４）長期借入金（1年内返済予定を含む）

固定金利型の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利型の長期借入金の時価については、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表価額(千円)
投資事業有限責任組合への出資	59,645
非上場株式	33,286
合　計	92,932

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（４）投資有価証券」には含めておりません。

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額　255円13銭

１株当たり当期純損失　41円87銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

（減損損失に関する注記）

（1）減損損失を認識した資産の概要及び減損損失額

用途	場所	種類	減損損失（千円）
その他	—	のれん	147,887
事業用資産	愛知県	建物、工具器具備品	4,620

（2）減損損失の認識に至った経緯

収益性の低下している事業用資産について減損損失を認識するとともに、のれんについて当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、回収可能価額まで減額しております。

（3）資産のグルーピングの方法

投資の意思決定を行う単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。

（4）回収可能価額の算定方法

使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.02%で割り引いて算出しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	**2,231,503**	**流動負債**	**257,046**
現金及び預金	1,670,504	買掛金	60,141
売掛金	292,541	短期借入金	100,000
有価証券	200,000	未払金	12,198
仕掛品	4,397	未払費用	53,674
前払費用	16,441	前受金	11,852
その他	48,488	未払法人税等	8,509
貸倒引当金	△870	未払消費税等	5,598
固定資産	**922,223**	その他	5,071
(有形固定資産)	**(24,417)**	**固定負債**	**740,855**
建物	7,003	長期借入金	740,000
工具器具備品	17,245	繰延税金負債	855
土地	168	**負債合計**	**997,902**
(無形固定資産)	**(350,782)**	【純資産の部】	
ソフトウエア	44,106	**株主資本**	**2,153,882**
ソフトウエア仮勘定	306,675	**資本金**	**733,979**
(投資その他の資産)	**(547,023)**	**資本剰余金**	**932,204**
投資有価証券	171,473	資本準備金	932,204
関係会社株式	323,589	**利益剰余金**	**557,714**
関係会社長期貸付金	38,000	その他利益剰余金	557,714
差入保証金	28,350	繰越利益剰余金	557,714
その他	3,300	**自己株式**	**△70,014**
貸倒引当金	△17,689	**評価・換算差額等**	**1,943**
		その他有価証券評価差額金	1,943
		純資産合計	**2,155,825**
資産合計	**3,153,727**	**負債・純資産合計**	**3,153,727**

(注)　記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目		金額	
売上高			**969,001**
売上原価			**648,390**
売上総利益			**320,610**
販売費及び一般管理費			**454,584**
営業損失			**133,974**
営業外収益			
受取利息		209	
有価証券利息		67	
受取配当金		4,545	
投資事業組合運用益		17,171	
貸倒引当金戻入額		15,810	
その他		144	37,947
営業外費用			
支払利息		5,615	
その他		52	5,667
経常損失			**101,694**
特別損失			
固定資産除却損		4,578	
投資有価証券評価損		67,167	
関係会社株式評価損		243,910	315,655
税引前当期純損失			**417,350**
法人税、住民税及び事業税		3,499	3,499
当期純損失			**420,849**

（注）　記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
2020年４月１日　期首残高	733,979	932,204	1,006,636	△70,014	2,602,805
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△28,073	－	△28,073
当期純損失（△）	－	－	△420,849	－	△420,849
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	△448,922	－	△448,922
2021年３月31日　期末残高	733,979	932,204	557,714	△70,014	2,153,882

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2020年４月１日　期首残高	△15,154	2,587,650
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	－	△28,073
当期純損失（△）	－	△420,849
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	17,097	17,097
事業年度中の変動額合計	17,097	△431,825
2021年３月31日　期末残高	1,943	2,155,825

（注）　記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合への出資については、入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち当社の持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法によっております。

（2）たな卸資産

仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産　主として定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　10～39年
工具器具備品　３～６年

（2）無形固定資産

ソフトウエア

自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

市場販売目的のソフトウエア　見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を償却しております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエアに係る売上高及び売上原価の計上基準	当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法） その他のプロジェクト 工事完成基準

6．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

前事業年度まで、無形固定資産の「その他」として表示しておりました、「ソフトウエア仮勘定」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「ソフトウエア仮勘定」は36,742千円であります。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

無形固定資産　373,633千円

無形固定資産のうち、市場販売目的のソフトウエアについては、将来の見込販売収益の見積りに基づき評価し、その他の無形固定資産については、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの見積りに基づき評価しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の発動等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【追加情報】

（新型コロナウイルス感染症の影響）

新型コロナウイルス感染症の拡大による当社の経営成績への影響について、感染拡大の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、感染拡大も徐々に収束し、経済活動の再開に伴い緩やかに回復すると想定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、経済活動にも長期的に重要な影響を与える場合には、当社の財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1．有形固定資産の減価償却累計額	149,791千円
2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示されたものを除く）	
短期金銭債権	37,605千円
短期金銭債務	10,726千円

【損益計算書に関する注記】

1．関係会社との取引高	
売上取引	65,175千円
仕入取引	42,647千円
営業取引以外の取引高	3,816千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	146,460株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	733千円
減価償却超過額等	12,361千円
投資有価証券評価損	112,799千円
貸倒引当金	5,675千円
子会社株式評価損	85,902千円
繰越欠損金	128,407千円
その他	11,246千円
繰延税金資産小計	357,125千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△128,407千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△228,718千円
評価性引当額小計	△357,125千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△855
繰延税金負債合計	△855
繰延税金負債の純額	△855

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注4）	科　目	期末残高（千円）（注4）
子会社	株式会社スーパーワン	所有 直接92.5	資金の援助 役員の兼任	資金の回収（注1） 利息の受取（注1）	6,000 165	関係会社長期貸付金（注3）	38,000
その他の関係会社	グローリー株式会社	被所有 直接40.53	認識・認証技術の開発及び販売	認証・認識技術開発及び販売（注2）	62,510	売掛金	33,418

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

2．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し価格交渉の上で決定しております。

3．株式会社スーパーワンへの貸付金に対し、貸倒引当金17,689千円を計上しております。

4．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額	230円38銭
１株当たり当期純損失	44円97銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【連結配当規制適用会社に関する注記】

当社は連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社フュートレック
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森村　圭志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井尾　武司 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フュートレックの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フュートレック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社フュートレック
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森村　圭志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井尾　武司 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フュートレックの2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社フュートレック　監査役会

常勤監査役　荒金正志 ㊞

監査役　大森信洋 ㊞

社外監査役　津田由紀夫 ㊞

社外監査役　伊藤弥生 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線___は変更箇所であります。）

現行定款	変更案
第1章　総　　則	第1章　総　　則
第1条～第3条　（条文省略）	第1条～第3条　（現行どおり）
（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 （削除） 3. 会計監査人
第5条～第17条　（条文省略）	第5条～第17条　（現行どおり）
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会
（員数） 第18条　当会社の取締役は、12名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
（新設）	
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2.　（条文省略）	2.　（現行どおり）

現行定款	変更案
3. （条文省略）	3. （現行どおり）
（新設）	4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新設）	5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第22条　（条文省略）	第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第24条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役会の議事録） 第25条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名する。
第26条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任限定契約） 第28条　（新設） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。	（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第5章　監査役および監査役会	（削除）
（員数） 第29条　当会社の監査役は、4名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第30条　監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）

現行定款	変更案
（補欠監査役の選任に係る決議の効力） 第32条　補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第33条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会の決議方法） 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第36条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。	（削除）
（監査役会規程） 第37条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（報酬等） 第38条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。	（削除）
（新設）	第5章　監査等委員会
（新設）	（常勤の監査等委員） 第30条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第32条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第33条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印し、または電子署名する。
（新設）	（監査等委員会規程） 第34条　監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章　会計監査人	第6章　会計監査人
第40条～第41条　（条文省略）	第35条～第36条　（現行どおり）
第7章　計算	第7章　計算
第42条～第45条　（条文省略）	第37条～第40条　（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任限定契約に関する経過措置） 第41条　当会社は、第21期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役全員（７名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	西田明弘（にしだあきひろ） (1959年11月22日生)	1984年５月　ローム株式会社入社 2001年11月　当社入社 2007年５月　株式会社ＡＴＲ－Ｔｒｅｋ入社 取締役　営業部長 2009年５月　同社　代表取締役社長 2011年５月　同社　取締役副社長 2012年５月　同社　代表取締役社長 2014年５月　当社入社　コーポレートコーディネーション部長 2014年６月　取締役　管理部長兼コーポレートコーディネーション部長 2014年10月　取締役　管理部長 2017年６月　常務取締役　管理部長兼法務・知財部長 2021年４月　常務取締役（現任）	75,168株
	【選任理由】 西田明弘氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社子会社の取締役就任以降、長きにわたり当社グループ経営に携わり、常務取締役　管理部門長としての経験・知識も有していることから、当社取締役に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
2	井上将志（いのうえまさし） (1972年９月21日生)	1996年４月　三菱電機株式会社入社 2008年３月　当社入社 2013年４月　通信キャリア事業部　営業部長 2015年４月　営業本部　営業部長 2017年４月　ＣＲＭ事業部長 2019年６月　取締役　ＣＲＭ事業部長 2021年４月　取締役　音声認識事業部長（現任）	4,105株
	【選任理由】 井上将志氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社の営業部門長を経て、取締役ＣＲＭ事業部長に就任以降、同事業の業績向上に対して強いリーダーシップを発揮していることから、当社取締役に適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	深田 俊明（ふかだ としあき） (1964年8月5日生)	1990年４月　キヤノン株式会社入社 1995年４月　株式会社国際電気通信基礎技術研究所　音声翻訳通信研究所出向 1997年12月　米国カーネギーメロン大学滞在研究員 1999年２月　東京工業大学より博士（工学）授与 2012年１月　キヤノン情報技術（北京）代表取締役社長 2014年１月　株式会社ＡＴＲ－Ｔｒｅｋ入社 2014年５月　同社　代表取締役（現任） 2015年６月　当社　取締役　技術開発部長 2016年４月　取締役　技術開発本部長 2017年４月　取締役　音声認識事業部長 2019年４月　取締役　音声認識技術統括 2020年10月　取締役　音声認識事業部長 2021年４月　取締役　技術統括（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＡＴＲ－Ｔｒｅｋ　代表取締役	6,878株
	【選任理由】 深田俊明氏を取締役候補者とした理由は、同氏は音声認識の技術開発に長年携わり、高度な技術の専門的知識と技術動向に対する知見を有しており、当社の技術力向上に強いリーダーシップを発揮していることから、当社取締役に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
4	浦川 康孝（うらかわ やすたか） (1958年6月29日生)	2005年７月　株式会社NTTドコモ入社 2014年４月　当社入社 2014年10月　事業開発部長 2016年９月　アライアンス部長兼社長室長 2017年４月　新規事業開発推進部長兼法務・知財部長 2017年６月　代表取締役社長　新規事業開発推進部長 2018年４月　代表取締役社長（現任）	19,537株
	【選任理由】 浦川康孝氏を取締役候補者とした理由は、同氏は４年にわたり当社代表取締役として当社グループ内の事業の再編や取引先との関係強化に強いリーダーシップを発揮し、広い人脈を有していることから、当社取締役に適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	川端祥文（かわばたよしふみ） (1965年6月29日生)	1984年3月　グローリー工業株式会社(現　グローリー株式会社）入社 2006年4月　同社　金融カンパニー　開発統括部　設計部長 2011年4月　同社　開発本部　第二開発統括部長 2017年4月　同社　執行役員　開発本部　副本部長　兼　コアテクノロジー開発統括部長 2019年6月　当社　取締役（現任） 2021年4月　グローリー株式会社　上席執行役員　開発本部　副本部長　兼　コンポーネント開発統括部長（現任） （重要な兼職の状況） グローリー株式会社　上席執行役員　開発本部　副本部長　兼　コンポーネント開発統括部長	－株
	【選任理由】 川端祥文氏を取締役候補者とした理由は、同氏はグローリー株式会社の開発部門での経験と当社にない幅広い知識を有しており、２年にわたり当社取締役会において技術開発に対して適切な助言や意見をもらえていることから、当社取締役に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
6	小河邦明（おがわくにあき） (1966年2月28日生)	1988年4月　グローリー工業株式会社(現　グローリー株式会社）入社 2010年4月　グローリー株式会社　通貨システム機器事業本部　金融営業統括部ＤＰ営業推進部長 2013年4月　同社　開発本部　システム開発統括部長 2019年10月　同社　ビジネスイノベーションセンター長 2020年6月　当社　取締役（現任） 2021年4月　グローリー株式会社　執行役員　国内カンパニー新事業推進本部長　兼　ビジネスイノベーションセンター長（現任） （重要な兼職の状況） グローリー株式会社　執行役員 国内カンパニー新事業推進本部長 兼　ビジネスイノベーションセンター長	－株
	【選任理由】 小河邦明氏を取締役候補者とした理由は、同氏はグローリー株式会社の開発部門や新事業部門での経験と当社にない幅広い知識を有しており、当社取締役会において各事業に対して適切な助言や意見をもらえていることから、当社取締役に適任であると判断し、取締役候補者としております。		

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．当社は、川端祥文氏、小河邦明氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏が再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
4．各候補者の所有する当社の株式の数には、フュートレック役員持株会における本人持分を含めて記載しております。１株未満の所有株式数は四捨五入しております。

第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役５名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	荒金正志（あらかねまさし） （1959年８月31日生）	1982年４月　池田銀行（現池田泉州銀行）入行 2003年３月　宝塚支店　支店長（宝塚駅前支店兼務） 2007年６月　同社　人事総務部　部長 2010年５月　同社　監査部　部長 2013年９月　同社　人事部　参事役 2016年10月　同社　事務統括部　参事役 2017年６月　当社　常勤監査役（現任）	2,312株
	【選任理由】 荒金正志氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、同氏は銀行業務に長年携わった経験より財務に対する知見と、４年にわたり当社の常勤監査役としての実績を有しており、引き続き取締役の職務執行に対する監督、助言等をもらうことを期待したためであります。		
2	大森信洋（おおもりのぶひろ） （1968年５月28日生）	1991年４月　グローリー工業株式会社（現　グローリー株式会社）入社 2001年５月　GLORY(U.S.A)INC.（現　Glory Global Solutions Inc.）出向 2011年４月　光栄電子工業（蘇州）有限公司　監事 Glory Global Solutions（Shanghai）Co.,Ltd. 監事 2017年４月　グローリー株式会社　経営管理本部　経理部長 2018年４月　同社　経理・財務本部　経理部長（現任） 2019年６月　当社　監査役（現任） （重要な兼職の状況） グローリー株式会社　経理・財務本部　経理部長	－株
	【選任理由】 大森信洋氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、同氏はグローリー株式会社の経理部門での経験と経理・財務に関する幅広い知識と、２年にわたる当社の監査役としての実績を有しており、引き続き取締役の職務執行に対する監督、助言等をもらうことを期待したためであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>奥田孝雄
（1967年９月25日生）</td><td>1993年11月　司法試験合格
1996年４月　弁護士登録（大阪弁護士会入会）、北浜法律事務所入所
2002年10月　奥田・木下法律事務所設立（現南森町法律事務所）（現任）
2008年３月　神戸大学大学院法学研究科卒（法学修士）
2017年６月　当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
南森町法律事務所所属　弁護士</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由及び期待される役割の概要】
奥田孝雄氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、４年にわたり当社の社外取締役として主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをもらえていることから、引き続き取締役の職務執行に対する監督、助言等をもらうことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員として当社の役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>伊藤弥生
（1973年１月８日生）</td><td>1998年10月　公認会計士試験合格
1998年11月　ＴＡＣ株式会社　講師就任
1999年２月　伊藤弥生公認会計士補事務所（現伊藤弥生公認会計士事務所）開設　代表（現任）
2011年４月　データライズ株式会社　取締役（現任）
2011年６月　当社　社外監査役（現任）
2019年５月　結税理士法人　代表社員（現任）
（重要な兼職の状況）
データライズ株式会社　取締役
結税理士法人　代表社員</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由及び期待される役割の概要】
伊藤弥生氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士の資格を有し財務及び会計に関する専門的知識と豊富な経験により、長きにわたり当社の監査役として適切なアドバイスをもらえていることから、引き続き取締役の職務執行に対する監督、助言等をもらうことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員として当社の役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	※ 杉村領一（すぎむらりょういち） （1956年７月10日生）	1980年４月　松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 2001年10月　同社　先端技術研究所モバイルネットワーク研究所所長 2005年４月　パナソニックモバイルコミュニケーションズ株式会社　基本システム開発センター所長 2006年11月　エスティーモ株式会社　副社長 2012年10月　株式会社NTTドコモ入社　戦略アライアンス担当部長 2016年４月　国立研究開発法人　産業技術総合研究所入所（現任） 2018年４月　情報処理学会情報規格調査会TSO/TEC JTC 1/SC 42　国内専門委員会委員長（現任） 2019年６月　筑波大学客員教授（現任）	－株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 杉村領一氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、同氏は技術者としての豊富な知見と研究所所長及び会社経営の経験を有しており、現在も国立研究開発法人　産業技術総合研究所員として最新の技術トレンドを確認できる状況にあり、これらの知見、経験を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等をもらうことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員として当社の役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。		

（注）１．※印は、新任の候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．奥田孝雄氏、伊藤弥生氏及び杉村領一氏は、社外取締役候補者であります。
４．奥田孝雄氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
５．奥田孝雄氏及び伊藤弥生氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、杉村領一氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
６．当社は、大森信洋氏、奥田孝雄氏、伊藤弥生氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。各氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、杉村領一氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
７．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、社外の監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 （生年月日）	略　歴 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
西（にし）　暢彦（のぶひこ） （1965年８月30日生）	1990年10月　司法試験合格 1993年４月　弁護士登録 1997年４月　梅ケ枝町法律事務所開設（現任） 2004年４月　同志社大学法科大学院 非常勤講師（2008年３月まで）	－株
【選任理由及び期待される役割の概要】 西暢彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての高度な専門知識を豊富に有しており、社外取締役として職務を遂行していただけると考え、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。当社の監査等委員である取締役に就任された場合、指名報酬諮問委員として当社の役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。		

（注）１．西暢彦氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．西暢彦氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．西暢彦氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の現在の取締役に対する報酬の総額は、2000年７月24日開催の臨時株主総会において、月額2,000万円以内としてご承認をいただいておりますが、当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、今回の機関設計の変更に際して、職責及び昨今の経済情勢等、諸般の事情を総合的に勘案し、取締役の報酬額のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を月額2,000万円以内とさせていただきたく存じます。

本議案は、当社の経営内容、役員報酬の世間相場、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案しつつ、指名報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は７名（うち社外取締役は１名）でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、今回の機関設計の変更に際して、職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を総合的に勘案し、監査等委員である取締役に対する報酬の総額を月額1,000万円以内とさせていただきたく存じます。

本議案は、当社の経営内容、役員報酬の世間相場、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案しつつ、指名報酬諮問委員会の審議を経ており、相当であるものと判断しております。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役５名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は５名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　取締役(監査等委員である取締役及び社外並びに非常勤取締役を除く。)に対するストックオプションに関する報酬額及び具体的な内容設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権の報酬について、2015年６月19日開催の第15期定時株主総会において、取締役の報酬とは別枠で、年額2,000万円以内とご承認いただき、今日に至っております。

つきましては、移行した後の取締役（監査等委員である取締役及び社外並びに非常勤取締役を除く。）に対して、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」でご承認いただく予定の報酬額とは別枠で、年額2,000万円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権の付与を継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストックオプションの報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外並びに非常勤取締役を除く。）は４名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

ストックオプションとしての新株予約権の内容は次のとおりです。

１．ストックオプションとしての新株予約権の割り当てを相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外並びに非常勤取締役を除く。）に新株予約権を付与することについては、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストックオプションの目的で付与するものであり、その内容は相当であると考えております。

２．取締役（監査等委員である取締役及び社外並びに非常勤取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

（1）　新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、40,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、現時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、当社が必要と認める合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2)　新株予約権の総数

400個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3)　新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき１株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価格の調整を必要とする場合には、合併等の条件を勘案の上、当社が必要と認める合理的な範囲内で行使価格を調整することができる。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当の取締役会決議日の翌日から２年を経過した日より１年間とする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6)　新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りでない。

②その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定める。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)　その他の新株予約権の内容

上記のほか、新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定める。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市淀川区西中島五丁目５番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ　２階　老松・若竹
TEL 06−6303−8111

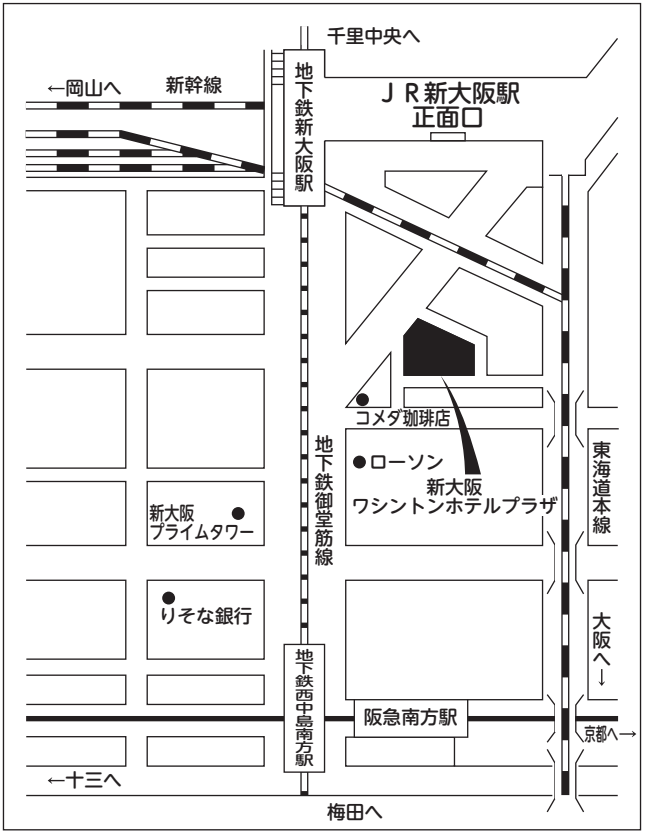

交通　Ｊ　Ｒ　新大阪駅　正面口より　徒歩約５分
地下鉄　御堂筋線　新大阪駅　７番出口より　徒歩約５分
阪　急　南 方 駅　きた西改札口より　徒歩約15分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。